

施設の管理・運營業務の官民競争入札等実施要項標準例について

平成20年3月26日

1. 基本方針別表（抄）

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

(11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討

- 内閣府は、各府省の検討に資するよう、施設の管理・運營業務に関する官民競争入札又は民間競争入札実施にあたっての実施要項の標準例等を、監理委員会と連携しながら、各府省の意見を踏まえつつ、平成20年3月末までに策定する。

2. これまでの検討状況

- 内閣府は、標準例の策定にあたっての業務を、総合評価方式の一般競争入札によって日本経済研究所へ委託。
- 日本経済研究所は、年明け以降、民間事業者や各府省等の意見を聴取しつつ、主にサービスの質の設定の在り方等について検討を進め、標準例を策定しているところ。

3. 標準例の内容

- 「官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針」に倣い、以下の項目について、「実施要項作成にあたっての留意事項等」及び「実施要項への記載例」を整理。

1. 公共サービスの質

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

1.2 サービスの質の設定（質の設定、要求水準、創意工夫発揮可能性、委託費）

2. 実施期間

3. 入札参加資格

4. 入札参加者の募集

5. 落札者決定の評価基準等

6. 官民競争入札時の情報遮断

7. 従来の実施状況の情報開示

8. 民間事業者を使用させることができる国等有財産
9. 国等の職員が事業従事者となることを希望する場合の扱い
10. 法令の特例
11. 民間事業者が講ずべき措置
12. 第三者損害発生時の民間事業者が負うべき責任
13. 事業実施状況の評価
14. その他事業実施に関し必要な事項 等

4. 今後の対応（案）

- 現在策定している標準例について、入札監理小委員会における議論となった事項等を反映する。
- また、今後、更に各府省・民間事業者等の意見を踏まえつつ改善を図り、各府省の実施要項作成及び実施要項審議の合理化・効率化に資するものとしていく。
- なお、実施要項審議の過程において明らかになった事項等についても、適宜反映していく。

以 上